

1 主な改正理由

- ・ ことば基本法第11条の理念に基づき、ことば等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるため、当事者であることば・若者の意見を本市児童福祉施策に反映するにあたり、新たにことば・若者を審議会の委員に委嘱する必要がある。
- ・ 国のことば家庭審議会では3人のことば・若者委員が、大阪府子ども家庭審議会では2人のことば・若者委員が、大阪市ことば・子育て支援会議では1名のことば・若者委員が参画。

2 改正案

改正後	改正前
(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>25人</u> 以内で組織する。	(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。

3 施行日

- ・ 令和7年4月1日

【参考：ことば基本法】

(ことば施策に対することば等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、ことば施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該ことば施策の対象となることば又はことばを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。